

多年にわたる功績をたたえて 平成30年度石巻市市政功労者

長い間、市の発展に寄与された自治功労者など8部門63人・11団体の方々が表彰されました。

受賞者(敬称略)

〔自治功労〕

- 庄司 慈明(元市議会議員)
- 鈴木 廣(現石巻市国民健康保険事業の運営に関する協議会委員)
- 遠藤 孝夫(元羽黒町坂下会会長)
- 安原 悦子(現羽黒町町内会婦人部長)
- 鈴木 義隆(元羽黒町町内会文教部長)
- 佐々木 光寛(現田道町一丁目町内会会計)
- 遠藤 政俊(現大橋町町内会副会長)
- 大橋 和夫(現中里第一町内会会長)
- 高橋 信治(現中里第一町内会総務副部長)
- 三浦 宏昭(現開北町町内会福祉文化部副部長)
- 黒須 勇一(現上大街道第一町内会幹事)
- 須藤 吉雄(元上大街道第一町内会幹事)
- 関谷 敏子(現駅前親交会女性部長)
- 佐藤 光治(現下釜第三町内会総務部長)
- 出羽 隆(現中央正和会会長)



11月10日に遊楽館で行われた市政功労者表彰式で受賞した安原悦子さん

- 亀山 輝男(元井内東部町内会会長)
- 高橋 健治(元井内西部町内会会長)
- 塩澤 浩二(現万石浦二区監事)
- 相澤 恵美子(現万石浦二区監事)
- 佐藤 堯(現大宮町町内会会計)
- 橋浦 正朝(現谷地町町内会文化部副部長)
- 渡邊 俊策(現新谷地前町内会心和会会長)
- 木村 浩美(現向陽町五丁目若葉会婦人部長)
- 高橋 みさ子(現向陽町五丁目若葉会副婦人部長)
- 嶋村 のぶ子(現向陽町五丁目若葉会副婦人部長)
- 須藤 晴男(元本地自治会会計)
- 佐藤 正一郎(元十八成行政区理事)
- 吉田 久信(元十八成行政区副行政委員)
- 阿部 龍太郎(元十八成行政区副区長)
- 青木 甚一郎(現波板地区副会長)

〔保健衛生功労〕

- 佐藤 三吉(現学校医)
- 佐久間 実香(現学校医)
- 津田 かづ子(現市保健推進員)

〔産業功労〕

- 小池 幾世(現石巻魚市場買受人協同組合専務理事)
- 現石巻冷凍協議会副会長

〔統計功労〕

- 尾形 清雄(現みやぎオーバリー協同組合代表理事)
- 後藤 美智江(現市統計調査員)
- 半澤 文博(現市統計調査員)

〔芸術文化功労〕

- 大嶋 宗洋(現茶道裏千家石巻同門会会長)
- 三國 裕子(現いしのみき市民劇団「夢まき座」顧問)
- 阿部 廣昭(現蛇田地区スポーツレクリエーション・親交会実行委員長)
- 渡邊 俊策(現新谷地前町内会心和会会長)
- 木村 浩美(現向陽町五丁目若葉会婦人部長)
- 高橋 みさ子(現向陽町五丁目若葉会副婦人部長)
- 嶋村 のぶ子(現向陽町五丁目若葉会副婦人部長)
- 須藤 晴男(元本地自治会会計)
- 佐藤 正一郎(元十八成行政区理事)
- 吉田 久信(元十八成行政区副行政委員)
- 阿部 龍太郎(元十八成行政区副区長)
- 青木 甚一郎(現波板地区副会長)

〔都市整備功労〕

- 大街道子(現供会育成会公園愛護会)
- 松川 幸代(現市社会福祉協議会監事)
- 千葉 成子(現民生委員・児童委員)
- 三浦 英憲(現民生委員・児童委員)
- 阿部 秀美(現民生委員・児童委員)

〔社会福祉功労〕

- 石巻身体障害者「歩む会」ボランティアサークルひまわり
- 石巻骨髄バンクの会
- 明笑館ボランティアグループ
- 蛇田手話サークル
- ボランティアサークルななかま
- 石巻絵本とおはなしの会
- 石巻市食生活改善推進員連絡協議会北上分会
- 牡鹿給食ボランティア
- 琴伝流大正琴愛好会

〔治安功労〕

- 平塚 国義(現市消防団部長)
- 濱 温(現市消防団部長)
- 宇都宮 良昭(現市消防団部長)
- 佐藤 隆弘(現市消防団部長)
- 日野 宏敏(現市消防団部長)
- 高橋 幸直(現市消防団部長)
- 今野 進(現市消防団部長)
- 今野 英治(現市消防団部長)
- 西條 憲一(現市消防団部長)
- 武山 昇(現市消防団部長)
- 石森 孝信(現市消防団副分団長)
- 佐藤 仁志(現市消防団副分団長)
- 大澤 廣(現市消防団分団長)
- 鈴木 智也(現市消防団副分団長)
- 高橋 貴徳(現市消防団分団長)
- 工藤 勝男(現市立向陽小学校防犯パトロール隊員)
- 黒須 正孝(現市防犯協会連合会石巻支部蛇田分会班長)
- 片倉 裕哉(現市河南防犯実働隊広洲地区隊長)
- 門馬 典夫(現市交通安全指導隊河南分隊北村班班長)

秘書広報課

(内線4014)

今月のお知らせ

小・中学生対象の 就学援助制度

経済的な理由から小・中学校に子どもを就学させることが困難と認められる保護者に対して、就学に必要な経費の一部を援助する制度です。

対象
○保護者の世帯全体が次のいずれかに該当し、経済的な援助を必要としている世帯

- 生活保護を停止または廃止された
- 市民税が非課税または減免されている
- 固定資産税や個人事業税が減免されている
- 国民年金の保険料の減免を受けている
- 国民健康保険税の減免または徴収の猶予を受けている
- 児童扶養手当の支給を受けている
- 生活福祉資金の貸し付けを受けている
- 世帯員全員の合計収入が著しく低いなどの事情がある

○東日本大震災により被災し、次のいずれかに該当する経済的な援助を必要としている世帯

- 家屋が半壊以上の被害を受けた
- 原子力発電所の事故から避難してきた
- 解雇などにより著しく収入が減っている

※詳しくは問い合わせください。

■ 市教育総務課 (内線5017)

食品ロス削減運動実施中!

忘年会・新年会などでは、食べ残しが多くなりがちです。

もったいない! 食べ残し!

30

10

さんまる いちまる

運動

食品ロス削減のため、「もったいない! 食べ残し! 30・10運動」を実施しています。

宴会時には幹事さんが声をかけて、「開始後30分間と終了前10分間」は料理を楽しみ、食べ残しを減らしましょう。

☎ 廃棄物対策課(内線3374)

宴会時も会食時も、
おいしく残さず食べきって
ごみを減らしましょう。

灯油を小分けにする時はご注意ください!

一般家庭のホームタンクや事業所のタンクから灯油などの油類が漏れ出し、河川へ流出する事故が発生しています。

ホームタンクなどから灯油を小分けにする時は絶対にその場から離れず目を離さないでください。

また、ホームタンクや給油管が破損していないか点検し、事故防止に努めましょう。

流出した油の回収や処理にかかった費用は、原因者の負担になります。

事故発生から時間がたつに従い、油が広域に拡散し回収に時間や手間がかかり回収費用も増大します。

水質事故を起こしたら、お近くの消防署・警察署・市役所、国や県の機関などへ速やかにご連絡をお願いします。

一人ひとりが注意して豊かな自然を守りましょう。

☎ 北上川水系、江合川及び鳴瀬川水系水質対策連絡協議会事務局(北上川下流河川事務所)
☎ 94-9852
市環境課(内線3369)



**移転補助金と被災元地
買い取り申請はお早めに**

防災集団移転促進事業で移転した方の補助金の交付申請(利子補給・引越代補助)・被災元地の買い取りについて、平成31年3月31日までに申請をお願いします。

「防災集団移転促進事業補助金」

市で造成した集団移転地に移転した方で
・金融機関から融資を受けて土地の購入・家屋の建築をした場合
・業者に依頼して引っ越しをした場合(復興公営住宅への引っ越しも対象)
※市で造成した団地以外に近接危険住宅移転事業の対象となりますので問い合わせてください。

《被災元地の買い取り》

移転促進区域内の土地で
・専用住宅用地、併用住宅用地
・住宅地に介在している宅地と農地(住宅地と一体利用されている土地)
※土地の状況によっては買い取り出来ない場合もあります。

(例) 相続登記や権利抹消の手続きなどが済んでいない土地など)
※詳しい内容については問い合わせください。

● 補助金関係
● 集団移転推進課

**震災移転再建時は
水道加入金を免除**

震災で住居などを移転再建する方の負担軽減のため、特例措置として加入金を免除しています。

対象 給水区域内(石巻市・東松島市内)において、震災により住居などが被災した方で、移転再建する際に、新たな給水装置を設置すると同時に被災した場所の給水装置の廃止手続きをする方

※ 販売住宅や中古住宅など、既に入居済み済みの物件を購入の場合は、免除の対象外となります。

免除期限 平成33年3月31日

● 石巻地方広域水道企業団給水課
☎ 95-6707



**第3回中小企業復旧支援
事業補助金の申請受付開始**

震災により直接被害を受けた中小企業者を支援するため、被災した施設などの復旧に要する経費の一部を補助します。

● 震災時市内で事業を営んでいた方(個人事業者の場合、市内に居住している方で、市内で事業を再開または継続する方
※対象とならない業種もあります。
● 施設が大規模半壊以上の被害を受けた方
● 市税および国民健康保険税に未納がない方
● 施設などの復旧に係る国・県などの補助金を受けていない方
● 平成31年3月31日(日)までに復旧を完了し、実績報告書を提出できる方(すでに復旧を終えている場合も可)
※すでに同制度を利用した方は、対象外です。
● 補助金額 復旧に要した経費(税抜)で20万円以上の2分の1以内(限度額100万円)
● 補助金交付の申請は、1事業者につき1施設のみです。(アパートなどを複数棟所有している場合でも、申請は1棟のみです)。
● 受付期間 12月3日(月)～14日(金)
※補助金交付額が上限に達した場合は受け付けを締め切ります。

**プレハブ仮設住宅
退去時は返還手続きを**

プレハブ仮設住宅から引っ越しをするときは、仮設住宅コールセンター(☎ 92-5901)に連絡し、退去立ち会い(物品チェックなど)を受け、返還届を提出してください。

● 住宅再建済みの方や復興公営住宅その他の賃貸住宅

などへ転居した方が、仮設住宅返還届を提出せずに不正に利用し続けることは入居契約違反となり、仮設住宅返還請求の対象となります。

● 雄勝、北上、牡鹿地区のプレハブ仮設住宅については、各総合支所保健福祉課へご連絡ください。

● 生活再建支援課
(内線3966)

住宅再建に係る補助金の相談はしましたか

り災証明書が半壊以上で住宅再建(建設・購入、補修)をした、または、予定している世帯で、加算支援金以外の補助金を申請していない世帯は、ご相談ください。

● 住宅再建事業補助金
● 危険住宅移転事業補助金
● 津波浸水区域被災住宅小規模補修補助金(要事前相談※半壊を除く)

● 生活再建支援課
(内線4767)

**被災者生活再建支援制度
手続きはお済みですか**

加算支援金の申請を一度もしていない世帯の方は、早めの申請をお願いします。

● 申請期限 平成31年4月10日
● 支給対象 被災証明書が規模半壊以上で住宅再建(建設・購入、補修、賃借)の契約が済んでいる世帯
※賃借に関しては公営住宅を除く。
※申請、受給済みの世帯の方は申請できません。

● 生活再建支援課
(内線3955)

「災害復興住宅融資」無料相談会 要電話予約

住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)は、震災により被害を受けた方が、住宅の再建・補修をするための融資(建設・購入の場合は当初5年間の金利0%)について、相談会を行っています。

また、地元金融機関の住宅ローンに関する相談も可能な場合があります。

とき	ところ
12月14日(金)	午前10時～午後4時 市役所5階市民サロン前
1月20日(日)	

● 住宅金融支援機構お客様コールセンター
☎ 0120-086-353 (通話無料) 午前9時～午後5時(祝日を除く)
● 市生活再建支援課(内線3953)

「住まいの復興給付金」申請相談会

東日本大震災で被災した住宅(借家を除く)の所有者が、平成26年4月の消費税率8%引き上げ以降に、住宅を建築・購入、または補修(工事が税抜100万円以上)し、その後居住する場合に、消費税増税分相当(建築・購入の場合、最大90万円)の給付が受けられる制度です。

※申請は、住宅の引渡日から1年以内に行ってください。
(平成33年12月31日までに引き渡された住宅が対象)
※次の場合は申請対象外です。
被災時に住宅を所有していなかった場合/賃貸にお住まいだった場合/消費税率5%で建築・購入、あるいは補修を行っている場合

相談内容 給付の可否、申請書の記入方法、必要書類、作成済み書類の確認など
※会場では申請書の提出はできません。

とき	ところ
12月14日(金)	午前10時～午後4時 市役所5階市民サロン前
1月20日(日)	

● 住まいの復興給付金事務局コールセンター
☎ 0120-250-460 (通話無料) 午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)
● 市生活再建支援課(内線3953)

丁寧な応対心掛ける

今年4月から、建物を建てる際や宅地を開発する際の際の審査業務、工事後の検査業務、窓口での相談業務に当たっています。

派遣元では、違法建築物や違法造成地の指導・監督処分業務に従事しており、建築関連で被災地の役に立てればと、志願して赴任しました。

石巻は気候風土が穏やかで、そして何より人の温もりを感じる街だと感じています。市民の皆さんの優しさに支えられ、充実した毎日を送っています。

大震災から復興へと進む様子は、建築業務に携わる者として学ぶことはとても多く、想定外を常に意識しておく姿勢も学びました。

今後も窓口での応対など、分かりやすく丁寧な説明を心掛けていきます。

**全国からの
縁職員**

建築指導課
しもひら やよい
下平 弥生 さん(28)
横浜市から派遣

石巻市で被災されたとする死者数および行方不明者数 ※平成30年10月末現在

直接死 3,277人	関連死 275人	行方不明者 420人
------------	----------	------------

※直接死とは 津波や家屋倒壊等が原因で亡くなった方
※関連死とは 直接死以外でこの震災が原因で亡くなり、災害弔慰金支給審査会等で認定された方

防災「合言葉」受賞作品

佳作

落ち着いて! よく見て!
よく聞き! 高台へ!

向陽小学校5年 布施 ほのか

● 学校安全推進課(内線5082) 平成29年度石巻市学校防災推進会議

防災ラジオテスト放送
12月11日(火)午後3時ごろ

**空間放射線量
10月の測定結果**

除染などが必要となる空間放射線量は、毎時0.23マイクロシーベルトと定められています。市内において放射線量の測定を行った結果、測定地点の全てで健康に影響を与えないような数値は検出されませんでしたのでご安心ください。

空間放射線量の測定結果 (単位: マイクロシーベルト/時)

測定箇所	測定結果	測定期間
市立小学校、市立中学校、市立高等学校 (敷地)	0.05~0.10	10/2~10/24
市立保育所、私立幼稚園、私立保育園 (敷地)	0.04~0.09	10/1~10/24
公共施設等 (ホットスポット調査)	0.05~0.09	10/1~10/24
牡鹿地区集落	0.05~0.12	10/2~10/16

● 環境課(内線3366)

復興特区による税制優遇制度

復興特区による税制優遇制度の相談、申請を受け付けています。

対象となる法人・個人事業者の方は、法人税や所得税、地方税減免などの特例を受けることができます。

※特例を受けるためには、市または県からの指定および事業実施状況の認定が必要です。特区の認定日以降で前年度以前に取得した対象資産は、指定後に確定した分の地方税のみ免除を受けられます。

復興特区の種類	特区の名称(認定日)	対象区域	対象業種
復興特区の種類	石巻まちなか再生特区 (平成24年3月23日)	中央、中瀬、立町、千石町、鑄銭場、穀町、日和が丘一丁目の一部、住吉町一丁目の一部	医療業、商業、宿泊業、飲食業、ICT関連産業、新エネルギー関連産業など
	愛ランド特区 (平成24年7月27日) ※平成24年9月28日変更	田代、渡波、荻浜、雄勝、北上、牡鹿の各地区の一部	商業、宿泊業、飲食業、新エネルギー関連産業など
	ものづくり特区 (平成24年2月9日) ※平成26年2月28日、平成27年4月27日変更	用途地域における「工業専用地域」、「工業地域」、「準工業地域」のうち既存居住地域を除く地域などの一部	自動車や高度電子機械、食料品などの製造関連産業
	IT特区 (平成24年6月12日)	中央、門脇町、羽黒町、山下・大街道、湊、中里、開成、蛇田の各地区の一部	情報サービス関連産業
	農業特区 (平成24年9月28日)	渡波、稲井、蛇田、河北、河南、北上、牡鹿の各地区の一部	農業に関連する食料品製造業、宿泊業、飲食業など
税制特例の内容	①新規立地法人優遇税制 新設の法人が指定後5年間法人税の課税を繰り延べ ②新規取得設備の特別償却または税額控除 新規取得などした建物・機械などについて、特別償却または税額控除 ③被災雇用者給与の特別控除 被災雇用者などに対する給与等支給額の10%を、税額の20%を限度に5年間税額控除 ④研究開発設備の特別償却と税額控除 開発・研究を目的とする新規取得資産について、特別償却と併せて税額控除 ⑤地方税の特例 ①、②、④の特例を受けた場合、固定資産税などの減免を最大5年間受けられます。 ※①～③は、各年度でいずれか一つの選択適用となります。 ④は併用することができます。		

☎ 商工課(内線 3524)

「業者登録」のお知らせ

来年度の競争入札参加資格の申し込みを受け付けします。申請期間は来年2月上旬を予定しております。詳しい内容は、あらためてお知らせします。

《建設工事および測量・建設コンサルタン卜等業務(本登録)》

・承認期間(予定) 平成31年4月1日～平成33年3月31日

※すでに登録済みの方も、平成31年3月31日以前で有効期限が切れますので、新たに手続きが必要です。

《物品購入、役務提供、小規模契約希望者登録(補充登録)》

・承認期間(予定) 平成31

年4月1日～平成32年3月31日

※すでに登録済みの方は、有効期限が平成32年3月31日までありますので、今回申請する必要はありません。

☎ 管財課 ☎ 2316 611・2316612

建築物等耐震対策助成事業受け付け終了します

「木造住宅耐震診断助成事業」、「木造住宅耐震改修工事助成事業および「危険ブロック塀等除却事業」の申し込みを12月7日(金)で終了します。

すでに申し込み済みの方で工事の完了報告を出していない方は、1月31日(木)までに提出してください。

☎ 建築指導課 (内線 5675)

償却資産申告書を送付します

平成31年1月1日現在に所有している事業用の償却資産の申告をお願いいたします。

対象 市内で事業を営んでいる法人および個人の方
申告書送付日 12月中旬(平成31年度分)

※申告の日程などについては同封の「申告の手引き」をご覧ください。

※平成30年中に事業を開始した方で申告書が届かない場合は問い合わせください。

☎ 資産税課 (内線 3119)

小規模な飲食店にも消火器具の設置が義務化

消防法の改正により、平成31年10月1日から、火を使用する設備または器具を設けた、150㎡未満の飲食店にも消火器具の設置が義務付けられます。

詳しくは、問い合わせください。

☎ 石巻広域消防本部予防課 ☎ 957167

消火栓や防火水槽の除雪にご協力を

万一の火災に備え、積雪時は消火栓や防火水槽のふたが雪で隠れないように、除雪作業を行っています。しかし、全てを巡回して除雪するには、かなりの時間

間を要します。

自宅前や職場などで除雪を行う時は、付近の消火栓なども除雪のご協力をお願いします。

なお、除雪作業を行う際は、転倒によるけがや走行中の車などに十分注意してください。

☎ 石巻地区消防本部警防課 ☎ 957111

国民健康保険の喪失届忘れていませんか?

国民加入者が会社の社会保険など、国保以外の健康保険に加入した場合には、国保の喪失手続きが必要です。喪失手続きをしないと国保は加入したままとなり、保険料も課税されま

まとなります。

喪失手続きに必要なもの
・ 社会保険証の写し、国民健康保険証(ある場合のみ)印鑑、身分証明(免許証等)、マイナンバー

※郵送でも可能です。詳しくは、問い合わせください。

☎ 保険年金課 (内線 2347) 各総合支所市民生活課 各支所

今月は児童扶養手当の支給月です

8月～11月分の児童扶養手当を12月11日(火)に振り込みます。

☎ 子育て支援課 (内線 2512) 各総合支所保健福祉課

証明書自動交付機利用についてのお知らせ

市役所本庁舎1階に設置している証明書自動交付機は平成31年1月末にサービスを終了します。

印鑑登録証は、窓口で印鑑登録証明書を申請する際に必要ですので大切に保管してください。

また、証明書コンビニ交付サービスの利用を希望する方でマイナンバーカードの交付を受けていない方は、申請をしてください。

なお、自動交付機はメンテナンスのため、休止します。

とき 12月29日(土)～1月3日(木)

☎ 市民課 (内線 2319)

コンビニ交付サービスを一時停止します

12月29日(土)から1月3日(木)まで、コンビニエンスストアなどの証明書交付業務を停止します。

☎ 市民課(内線 2313)

募集案内

鯨肉(調査捕鯨副産物)の特別頒布会

ミンク鯨赤肉(約550g)を頒布します
とき・ところ
・ 12月15日(土)・16日(日)
午前9時～正午
超低温冷蔵庫
(魚町二丁目14 水産物

地方卸売市場東隣)

・ 12月8日(土) 午前9時～正午

対象 市内在住の方
※飲食業など営業目的の方はご遠慮願います。

頒布数量 ミンク鯨赤肉 3,000パック

※1人当たりの購入数量を限定する場合があります。なくなり次第終了します。

料金 1パック(550g)あたり約1,300円
※10kgの鯨肉を18分割にカットしたものを真空に包みなおしてあり、内容量に差があるため、1パック当たりの金額にばらつきがあります。

☎ 水産課(内線 3513)

ハローワークの出張相談会

就職に関する相談が出来ます。

とき・ところ
・ 12月5日(水) 牡鹿総合支所
・ 12月12日(水) 北上総合支所
・ 12月20日(木) 桃生総合支所

※全て午前10時～午後3時
☎ ハローワーク石巻 (泉町四丁目118) ☎ 950158

市商工課(内線 3524)

